藍 住 町 自 衛 消 防 隊 等 に 関 す る 要 綱

（目的）

第1条　町ぐるみの予防消防と初期消火の徹底及び災害時の相互援助の確立を図るために自主防災組織として結成した自衛消防隊等（以下「自衛消防隊等」という。）の登録基準及び自衛消防隊等が実施する訓練、消火の際に使用する用具等（以下「消火用具等」という。）の購入に関し、町が行う補助について定めるものとする。

（登録の届出）

第2条　自衛消防隊等として、藍住町に登録する場合には、藍住町自衛消防隊等登録届出書（別記様式１）に必要書類を添付して、町長に届出しなければならない。

（登録の基準）

第3条　自衛消防隊等として、登録する基準は、次の各号のとおりとする。

（１）　同一の行政区分内の世帯員で構成し、構成世帯数がおおむね２０ 世帯以上であること。

（２）隊長もしくは代表者その他役員が選任されていること。

（３）規約等が整備されていること。

（４）地域の自主防災組織としての位置づけに鑑み、地元自治会及び行政区分内活動との融合性が保たれていること。

（登録の抹消）

第4条　自主防災組織等を解散したときは、書面をもって町長に届出るものとし、当該届出があった場合には、登録を抹消する。

（補助対象及び補助額）

第5条　町は自主防災組織等の育成のため、登録された自衛消防隊等に別表に掲げるとおり補助を行うものとする。

２　前項の規定による補助金の交付は、当該年度の予算の範囲内において行う。

３　自衛消防隊等が補助を受けて、取得した消火用具等は、当該自衛消防隊等において適性に管理するするとともに、公にわかりやすい場所に設置し、火災等発生時に消火の目的において使用される場合には、自衛消防隊等構成世帯の有無等により、これを拒んではならない。

第6条　自衛消防隊等の隊長もしくは代表者は、第５条第１項に規定する補助を受けようとする場合は、自衛消防隊等補助金交付申請書（別紙様式２）を提出しなければならない。

２　自衛消防隊等の届出と同時に補助の申請を行う場合には、当該届出による登録がされた時点をもって、補助の申請が受け付けられたものとみなす。

（補助金の支払い時期）

第7条　補助金の支払い時期は、申請書が提出された日から３０日以内とする。

附　則

この要綱は、昭和５８年４月１日より施行する。

この要綱は、昭和６２年１０月１日より施行する。

この要綱は、平成２年１０月１日より施行する。

（平成 9 年 4 月 1 日施行）

１　改正前に結成届が提出されている自衛消防隊については、改正後の要綱第 2 条に規定する届出がなされ、登録がされているものとみなす。

２　この要綱は、平成９年４月１日より施行する。

この要綱は、平成１６年５月１日より施行する。

この要綱は、平成１７年４月１日より施行する。

別表（第５条関係）

自衛消防隊等に関する補助の区分及び補助金額

<table>
<tr><th colspan="2">区　　分</th><th>数 量</th><th>補 助 金 額</th><th>限 度 額</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="7">消火用具等購入</td><td>ホース（20m）</td><td>５本</td><td rowspan="7">購入金額の２分の１</td><td rowspan="7">100,000 円を上限とする。ただし初期の用具整備に限り150,000 円とする。</td><td rowspan="7">「その他」は、内容を審査したうえで、決定する</td></tr>
<tr><td>筒先</td><td>１本</td></tr>
<tr><td>消火栓キー</td><td>１本</td></tr>
<tr><td>格納箱</td><td>１箱</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>一式</td></tr>
<tr><td>消火器 10 型・20 型</td><td>下記①</td></tr>
<tr><td>消火器格納庫</td><td>下記①</td></tr>
<tr><td></td><td>消火器詰替え</td><td>下記②</td><td>4 本迄 2 分の１</td><td></td><td>補助設置に限る</td></tr>
<tr><td rowspan="2">訓練</td><td>訓練実施</td><td>１回</td><td>2000 円＋人数×150 円</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>訓練使用消火器詰替</td><td>３本迄</td><td>実　　費</td></tr>
<tr><td colspan="2">実消火使用の消火器詰替</td><td>全部</td><td>実　　費</td><td></td><td>消防署員に確認できたもの</td></tr>
</table>

①（消火器の補助対象本数）

自衛消防隊等の構成世帯数を１０で除した数（端数は四捨五入）から、すでに補助取得している本数を減じた数とする。

なお、賃貸及び分譲マンション等集合住宅については、１棟につき１とみなす。

（集合住宅等内の消火設備配置については、住宅管理者の責により配置されるとみなす。）

ただし、同一年度内においては、４本を限度とする。

（消火器格納箱の対象数）

当該年度において、補助対象となる消火器の本数に応じた箱数。

②（消火器の詰替え）

補助取得した消火器で有効年限を過ぎた消火器の消火剤の詰替えについて、当該年度内において４本分まで。